

甲佐町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

熊本県 甲佐町

目 次

1	基本的な事項.....	1
	(1) 甲佐町の概況	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向.....	2
	(3) 町行財政の状況.....	6
	(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	9
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
	(7) 計画期間.....	10
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
	(1) 現況と問題点	11
	(2) その対策	12
	(3) 計画	13
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	14
3	産業の振興	14
	(1) 現況と問題点	14
	(2) その対策.....	17
	(3) 計画	20
	(4) 産業振興促進事項	22
	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
4	地域における情報化.....	23
	(1) 現況と問題点.....	23
	(2) その対策.....	24
	(3) 計画	25
5	交通施設の整備、交通手段の確保.....	25
	(1) 現況と問題点	25
	(2) その対策.....	26
	(3) 計画	27
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	28
6	生活環境の整備	28

(1) 現況と問題点	28
(2) その対策.....	30
(3) 計画.....	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	33
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策.....	33
(3) 計画.....	34
8 医療の確保	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策.....	36
(3) 計画.....	37
9 教育の振興	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策.....	39
(3) 計画.....	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	43
10 集落の整備	44
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策.....	44
(3) 計画.....	45
11 地域文化の振興等.....	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策.....	46
(3) 計画.....	47
12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	47
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策.....	48
(3) 計画.....	48
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	49
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策.....	49
(3) 計画.....	49
事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	50

1 基本的な事項

(1) 甲佐町の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

九州山地に源を発する一級河川緑川が貫流する甲佐町は、熊本県のほぼ中央部に位置し、風致と水利の好条件に恵まれた、自然豊かな町である。本町は、熊本市、上益城郡御船町、下益城郡美里町等と隣接し、東西 11 km 南北 10 km で、総面積は 57.93 km² となっている。過去 10 年間の年間平均気温 16.5℃、年間平均降水量は 2,238 mm となっており、その温暖な気候と雨量は農産物の成育に多大な恩恵を与えてきた。

歴史的には、明治 22 年の町村制の施行により、旧甲佐町、宮内村、龍野村、乙女村、白旗村の 1 町 4 村が誕生した後、さらに昭和 30 年 1 月 1 日にこれらが合併し現在の甲佐町が成立した。

町の主要道路は国道 443 号で、南北に縦断し、北は国道 57 号、南は国道 218 号に接続され、西部に延びる主要地方道宇土・甲佐線は国道 3 号に接続される。御船 IC、松橋 IC、城南スマート IC も近傍にあり高速道路へのアクセスも容易で、交通の利便性は高いといえる。さらに、公共交通機関として、主に熊本市方面と繋ぐ民間の路線バスと町内を走る町営バスがあり、通勤や通学をはじめとする住民生活に欠かすことのできない交通手段となっている。

基幹産業は農業で、主に米・麦等の土地利用型作物やニラ、スイートコーン、花き・花木等が生産されている。肥沃な土地、温暖な気候により、甲佐町の産業を支えてきたが、近年、就農者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣被害等の影響により、農業者の生産意欲や農業収入の低下に繋がる等、厳しい経営状況が続いている。

また、商・工業においても、近隣市町村における大型商業施設等の進出による地元購買率の低下や後継者不足等による商店街の空洞化が続いている。

イ. 過疎の状況

本町はこれまで、過疎法^{*1}に基づき、住民の生活基盤となる社会資本整備をはじめ、自立促進を図るためのさまざまな施策を実施してきたが、人口減少に歯止めがかからない状況にある。

人口は、昭和 35 年に 16,765 人であったものが、平成 22 年では 11,181 人、平成 27 年は 10,717 人となっている(表 1-1(1))。人口の増減率は昭和 35 年と比較すると、平成 22 年で△33.3%、平成 27 年で△36.0%となり、現在も進行している。

さらに、人口減少だけでなく、新たな課題に価値観やライフスタイルの多様化による、住民と地域とのつながりの希薄化がある。地域活力や集落機能の低下が続き、本町を取り巻く環境はさらに厳しい状況になりつつある。

ウ. 社会経済的発展の方向の概要

このような状況の中で、人口減少の加速化に歯止めをかけるためには、企業誘致の促進等による雇用の確保や地域資源等を活用した各種産業の振興を引き続き推進するだけでなく、「熊本市が通勤・通学圏内であること」や「近隣市町に企業や商業施設等が集積し雇用の拡大が進んでいること」によるベッドタウンとしての地域特性、「町の様々な集客施設への来客者が増えていること」等による好条件を活かした取組に重点を置き、持続的発展を図る必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

国勢調査でみる本町の人口の推移は、過疎法^{*2}の基準となる昭和 35 年と昭和 50 年を比較すると、15 年間で 3,605 人、△21.5%と急激に減少しているが、平成 22 年、平成 27 年の増減率は約△4%とやや鈍化傾向にある。(表 1-1(1))

¹ 「過疎地域対策緊急措置法 (S45 年度～S54 年度)」、「過疎地域振興特別措置法 (S55 年度～H 元年度)」、「過疎地域活性化特別措置法 (H2 年度～H11 年度)」、「過疎地域自立促進特別措置法 (H12 年度～R2 年度)」

² 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (R3 年度～R12 年度)

ただし、「人口ビジョン」^{※3}の推計で、平成27年と令和42年を比較すると、45年間で4,286人、約△43%の人口減少が予測されており(表1-1(2))、人口減少の加速化に歯止めをかけることは喫緊の課題である。

さらに、本町の就業者総数をみると、平成7年で6,293人、平成17年で5,896人、平成27年には5,219人と減少傾向にある。(表1-1(3))

産業別でみると、平成7年から平成27年の20年間で農業等の第1次産業で約43%、製造業・建設業等の第2次産業で約38%減少し、運輸通信・商業・サービス業等の第3次産業がほぼ横ばいの状況にあることから、農業等の担い手、後継者不足と就業形態の転換の急激な進行がその要因とみられる。

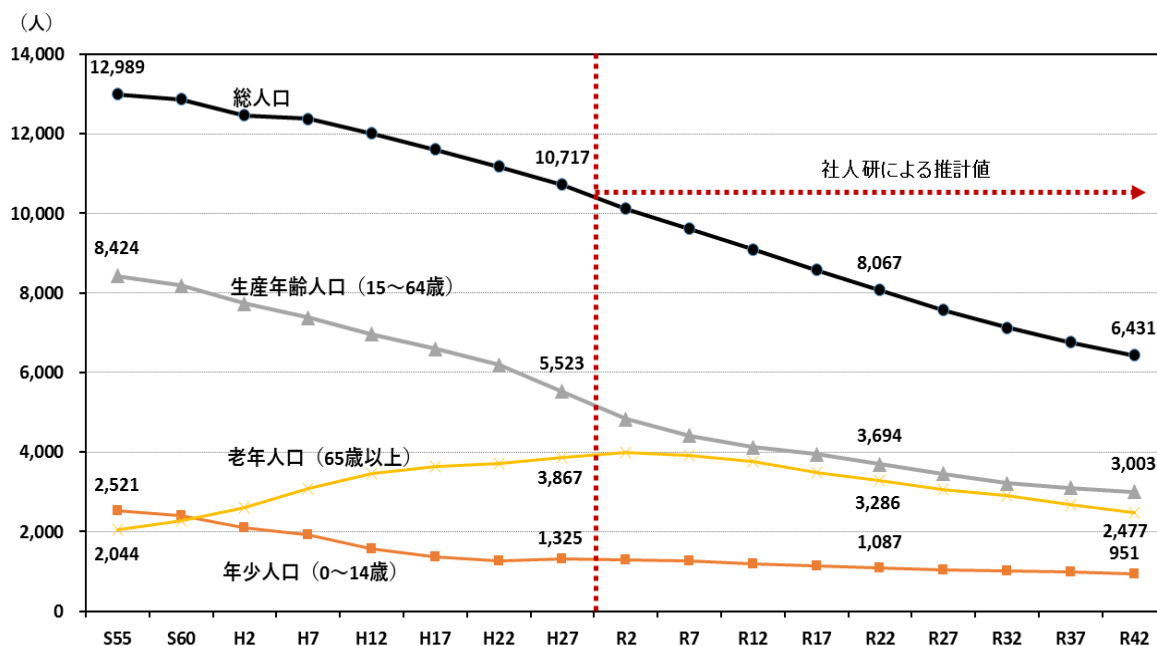
表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	16,765人	13,160人	-21.5%	12,459人	-5.3%	11,604人	-6.9%
0歳～14歳	5,542人	2,761人	-50.2%	2,111人	-23.5%	1,368人	-35.2%
15歳～64歳	9,689人	8,488人	-12.4%	7,733人	-8.9%	6,599人	-14.7%
うち 15歳～ 29歳(a)	3,596人	2,705人	-24.8%	1,973人	-27.1%	1,691人	-14.3%
65歳以上 (b)	1,534人	1,911人	24.6%	2,615人	36.8%	3,637人	39.1%
(a)/総数 若年者比率	21.4%	20.6%	—	15.8%	—	14.6%	—
(b)/総数 高齢者比率	9.2%	14.5%	—	21.0%	—	31.3%	—

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	11,181人	-3.6%	10,717人	-4.1%
0歳～14歳	1,279人	-6.5%	1,325人	3.6%
15歳～64歳	6,191人	-6.2%	5,523人	-10.8%
うち 15歳～ 29歳(a)	1,437人	-15.0%	1,156人	-19.6%
65歳以上 (b)	3,711人	2.0%	3,869人	4.3%
(a)/総数 若年者比率	12.9%	—	10.8%	—
(b)/総数 高齢者比率	33.2%	—	36.1%	—

³ 「まち・ひと・しごと創生甲佐町人口ビジョン(改訂版)」

表1-1(2) 人口の見通し



		実績値	推計値								
		H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
人口 (人)	総人口	10,717	10,122	9,608	9,088	8,576	8,067	7,567	7,131	6,759	6,113
	年少人口 (0~14歳)	1,325	1,289	1,265	1,202	1,132	1,087	1,047	1,014	982	951
	生産年齢人口 (15~64歳)	5,524	4,836	4,418	4,118	3,952	3,694	3,460	3,222	3,104	3,003
	老年人口 (65歳以上)	3,868	3,997	3,925	3,768	3,492	3,286	3,060	2,896	2,673	2,477
割合 (%)	年少人口 (0~14歳)	12.4	12.7	13.2	13.2	13.2	13.5	13.8	14.2	14.5	14.8
	生産年齢人口 (15~64歳)	51.5	47.8	45.3	46.1	46.1	45.8	45.7	45.2	45.9	46.7
	老年人口 (65歳以上)	36.1	39.5	41.5	40.7	40.7	40.7	40.4	40.6	39.6	38.5

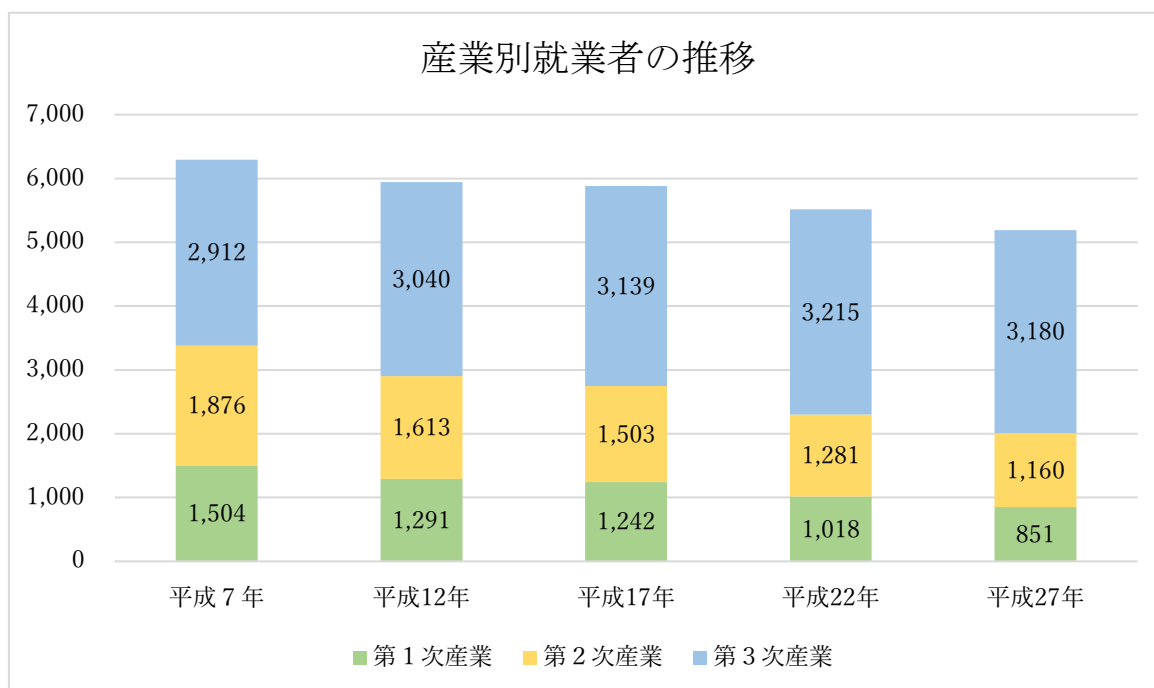
資料：平成27年までは国勢調査実測値、令和2年以降は社人研推計値

表 1 - 1 (3) 産業別就業者の推移

	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年平均増減率			
						平成 7 年～ 12年	平成12年～ 17年	平成17年～ 22年	平成22年～ 27年
総人口	12, 372	12, 012	11, 604	11, 181	10, 717	△0. 58	△0. 68	△0. 73	△0. 83
就業人口総数	6, 293	5, 947	5, 896	5, 537	5, 219	△1. 10	△0. 17	△1. 22	△1. 15
第 1 次産業	1, 504 (23. 9%)	1, 291 (21. 7%)	1, 242 (21. 1%)	1, 018 (18. 4%)	851 (16. 3%)	△2. 83	△0. 76	△3. 61	△3. 28
第 2 次産業	1, 876 (29. 8%)	1, 613 (27. 1%)	1, 503 (25. 5%)	1, 281 (23. 1%)	1, 160 (22. 2%)	△2. 80	△1. 36	△2. 95	△1. 89
第 3 次産業	2, 912 (46. 3%)	3, 040 (51. 1%)	3, 139 (53. 2%)	3, 215 (58. 1%)	3, 180 (60. 9%)	0. 88	0. 65	0. 48	△0. 22
就業率	50. 9%	49. 5%	50. 8%	49. 5%	48. 7%	△0. 53	0. 53	△0. 51	△0. 33

注：就業人口総数には分類不能を含む。

資料：国勢調査



(3) 町行財政の状況

本町では、住民のニーズに対応した行政サービスによる住民満足度の向上や持続可能な行政運営を図る目的で、平成17年3月に第1次行財政改革大綱を策定して以来、平成24年3月に第2次、平成28年3月に第3次と、継続かつ徹底した行財政改革に取り組み、住民サービスの質の向上、自主財源の確保等の健全財政を推進している。

このような状況の中、平成28年に熊本地震及び豪雨災害が発生し、復旧・復興に係る事業を適時実施してきたことにより、普通会計決算規模は令和元年度において約87億円と平成22年度と比較すると約33億円増加している。これに係る歳入の状況としては、地方税の占める割合は10.4%に対して、地方交付税は25.8%、国庫支出金は32.4%と、自主財源の確保が難しい状況となっている。加えて、復旧・復興事業にあっては、財源として多額の地方債の借入れを行ったため、令和元年度末時点の地方債残高が約112億円と、平成22年度末と比較すると約44億円増加しており、今後は、地方債の償還に係る支出の増加が見込まれる。

今後は、これらの厳しい財政状況に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による税収等の減少やいつ発生するかわからない大規模災害等による突発的な歳出増のリスクも見込んだうえで、中・長期的に安定的な行財政運営を図るために、事業の精査や財源の創出等による財政基盤の安定化や行政サービスの質の向上のために、徹底した行財政改革を引き続き推進していく必要がある。

表1-2(1) 町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	平成28年度
歳入総額 A	5,834,344	6,350,536	11,277,167
一般財源	3,353,112	3,534,121	3,754,759
国庫支出金	883,443	1,000,325	2,864,794
都道府県支出金	409,974	662,374	1,130,006
地方債	718,297	488,341	2,192,095
うち過疎対策事業債	408,800	293,600	362,500
うち災害復旧事業債	0	7,100	1,649,500

そ の 他	469,518	665,375	1,355,513
歳 出 総 額 B	5,535,619	5,801,359	10,329,644
義 務 的 経 費	2,596,579	2,739,951	2,932,317
投 資 的 経 費	1,215,407	1,080,546	1,933,525
うち普通建設事業	1,215,407	1,040,111	998,416
うち災害復旧事業	0	40,435	935,109
そ の 他	1,723,633	1,980,862	5,463,802
過疎対策事業費	409,700	295,246	363,406
歳入歳出差引額 C (A-B)	298,725	549,177	947,523
翌年度へ繰越すべき財源 D	46,819	76,141	389,154
実質収支 C-D	251,906	473,036	558,369
財 政 力 指 数	0.30	0.31	0.30
公 債 費 負 担 比 率	—	—	—
実 質 公 債 費 比 率	11.2	5.4	5.1
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	83.9	81.7	87.7
将 来 負 担 比 率	38.4	41.1	60.6
地 方 債 現 在 高	6,795,250	7,169,688	8,580,062

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	12,228,196	10,139,794	9,066,756
一 般 財 源	3,722,623	3,634,950	3,574,775
国 庫 支 出 金	2,273,126	2,634,386	2,019,308
都道府県支出金	3,137,632	1,364,790	940,350
地 方 債	1,695,642	1,401,869	1,706,024
うち過疎対策事業債	319,000	401,700	719,900
うち災害復旧事業債	1,037,300	205,400	364,700
そ の 他	1,399,173	1,103,799	826,299
歳 出 総 額 B	11,610,203	9,320,131	8,652,611
義 務 的 経 費	2,844,183	2,797,206	2,851,385
投 資 的 経 費	3,477,516	3,836,279	3,472,771

うち普通建設事業	2,184,640	2,641,911	2,391,891
うち災害復旧事業	1,292,876	1,194,368	1,080,880
そ の 他	5,288,504	2,686,646	2,328,455
過疎対策事業費	319,762	402,676	729,919
歳入歳出差引額 C (A-B)	617,993	819,663	414,145
翌年度へ繰越すべき財源 D	178,045	128,405	61,843
実質収支 C-D	439,948	691,258	352,305
財 政 力 指 数	0.30	0.31	0.31
公 債 費 負 担 比 率	—	—	—
実 質 公 債 費 比 率	5.3	6.2	6.4
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	88.1	88.1	88.1
将 来 負 担 比 率	53.6	59.4	55.1
地 方 債 現 在 高	9,534,806	10,204,610	11,177,465

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	36.2	63.8	71.7	75.1	78.5
舗 装 率 (%)	40.2	82.3	90.2	91.1	98.2
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	9,400	9,266
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	113.2	123.3	—	—
林 道					
延 長 (m)	7,432	11,157	21,130	21,130	21,130
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	30.6	37.0	42.0	—	—
水 道 普 及 率 (%)	76.3	79.5	86.2	81.8	83.7
水 洗 化 率 (%)	—	—	45.6	66.0	83.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	11	33	14	14	14

(4) 地域の持続的発展の基本方針

昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、総合的な過疎対策事業により、道路網の整備を始め、消防・防災及び観光等、生活基盤の整備を進め、地域格差の是正・自立に努めてきた。

しかしながら、全国的には依然として、人口減少や少子・超高齢社会、東京一極集中が進行しており、本町においても、過去10年間で約1,100人もの人口が減少している。今後も人口減少の加速化に歯止めをかけるための対策を講じていくこととしているが、地域活力や集落機能の低下等、今後も厳しい状況が継続することが予想される。

一方で、近年においては、大規模災害による安全・安心に対する意識の高まりが見られ、また、新型コロナウイルス等の影響による働き方・ライフスタイルの変化等により地方移住への関心が高まりつつある。

さらに、平成27年に国連において採択されたSDGs^{※4}の基本方針は、国・県の動向に合わせ、各市町村もSDGs達成に向けた取組を積極的に推進する等、その理念は広がりを見せている。

このような社会情勢の変化も踏まえつつ、本町の持続的発展につなげるため、「第7次甲佐町総合計画」のもと、「第2期まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略」等と連動し、「人口ビジョン」で掲げる目標人口に向け、「ひとを起点とした好循環の創出」に取り組む必要がある。

その取組として、生活基盤となる交通施設の整備や生活環境の整備を引き続き行うとともに、地域資源等を活用した産業や観光の振興、企業誘致の促進をはじめ、結婚から子育てまでの包括的な支援の充実を図り、交流人口・関係人口・定住人口の増加に向けた取組を促進する。

教育の振興としては、教育環境の充実をはじめ、生涯学習活動や地域で子どもを育てる環境整備を促進する。

また、住民誰もが安心して生活できるよう、保健・医療・福祉をより一層連携させ、住民の福祉の向上に努める。

さらに、地域活動やこれからの将来を担う人材を確保・育成するとともに、情報通信技術を活用し持続可能な地域づくりの構築を促進する。

これらの施策を通し、住民が誇りと自信、愛着を持ち、本町の「持続可能

⁴ 「持続可能な開発目標」の略。持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴールと細分化された169のターゲット等で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした国際社会全体の共通目標のこと

な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の向上」を実現させることを基本方針とする。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4)で示した基本方針に基づき、本町の持続的発展に向けた基本目標を以下のとおり設定する。

指標名	単位	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
甲佐町人口	人	10,398	9,590
社会増減数	人	△34 ^{※5}	△17 ^{※6}
経常自主財源	百万円	1,126	1,791
将来負担比率	%	53.0	40.0

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、計画期間が終了した後に担当課において事業評価等を行い、当該結果を議会へ報告するとともに、本町の公式ウェブサイトに掲載する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

⁵ 平成27年度～令和元年度の社会増減平均値

⁶ 令和2年度～令和7年度の社会増減平均値

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理等に関する基本的な考え方については、「甲佐町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、整合性を図りながら本計画を推進していく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

本町では、移住・定住者数の増加に向けて、豊かな自然環境を生かした住環境整備に取り組み、空き家バンク制度(令和2年度登録累計:28件)や定住促進助成金等の創設、子育て世帯向け住宅「ヴェルデ甲佐」(1棟20戸)の建設等により移住・定住施策を進めている。今後も、継続し、生活環境や教育環境の整備等、移住・定住に向けたさまざまな施策が必要である。

② 地域間交流

本町では、自然に恵まれた地域資源を活用しながら都市との交流を図っており、令和2年度には井戸江峡交流拠点施設、古民家交流拠点施設を整備した。今後も、これらの地域資源を活用した取組を積極的に行う必要がある。

また、今後は農業や自然体験を利用し、地域住民との交流も通した地域活性化を図るとともに、それらを担う人材の確保・育成等により更なる交流人口・関係人口の増加を図る必要がある。

③ 人材育成

町として持続可能な地域社会を形成するためには、住民主役の視点のもと、住民の自主性と協働の意識を高める必要がある。行政区をはじめ、地域活性化に資する活動を推進する団体等と連携し、地域活性化を図るとともに、これらの地域活動の担い手となる人材の確保・育成に努める必

要がある。

(2) その対策

① 移住・定住

新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、テレワーク等の新たな働き方が普及しており、移住への関心が高まりつつある。現在、実施している空き家バンク制度や定住促進助成金等を、さまざまな媒体を介して更なる本町の魅力を情報発信し、特に若者や新婚・子育て世帯に向けて住宅整備に対する経済的支援を行うとともに、民間による宅地開発を支援する等し、本町への移住・定住の促進を図る。

② 地域間交流

地域間交流を促進するため、井戸江峡交流拠点施設、古民家交流拠点施設および今後完成する熊本甲佐総合運動公園を核に、宮内地区社会教育センター等の地域資源とも連携を図りながら、施設改修や宿泊、体験プログラム等の交流システムの構築に対する支援を行い、地域活性化を図る。

③ 人材育成

地域活性化に資する活動を推進する団体(行政区等)へ支援を行い、組織の育成・強化に努めるとともに、行政区等における地域活動の担い手となる人材の確保・育成に繋がる取組みを支援し、地域コミュニティの持続的活性化を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(1) 移住・定 住	定住促進団地整備事業 (団地開発行為への支援)	甲佐町	
	(2) 地域間交 流	井戸江峡交流拠点施設改修事業	〃	
		古民家交流拠点施設改修事業	〃	
	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住	定住促進助成金事業	〃	【事業の効果】 移住・定住の促進が見込まれ、本町の人口減少の歯止めに繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		空き家バンク制度事業	〃	
		移住支援金交付事業	〃	
	地域間交 流	井戸江峡交流拠点施設管理運営事業	〃	【事業の効果】 地域間交流を促進することで交流人口・関係人口の増加が見込まれ、本町の人口減少の歯止めに繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		古民家交流拠点施設管理運営事業	〃	
	その他	行政区運営交付金	〃	【事業の効果】 地域活動の担い手となる人材を確保・育成し、地域づくりを促進することで本町の持続的活性化が見込まれるため、その効果は将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理等に関する基本的な考え方については、「甲佐町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、整合性を図りながら本計画を推進していく。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の基幹産業である農業については、米・麦・大豆を中心としており、農産物価格の低迷による厳しい農業経営にある。このため、年々担い手が減少し、若年者を中心に人口流出、高齢化が進み、耕作放棄地の増加も見られる。本町では、その対策として集落営農組織の法人化を図ってきたが、現在では法人構成員の高齢化が進み、それによる労働力不足が新たな課題となっている。また、近年では中山間地域のみならず平坦地でも有害鳥獣による農作物被害が増加し、農業者の生産意欲や農業収入の低下に繋がっている。

次に、農業基盤整備については、平坦地域に比べ中山間地域の整備が進んでいない状況で、さらに平坦部においては既存農業施設の老朽化が進行している。今後、中山間地域においては区画整理や水路整備等を推進し、平坦地域においては施設の長寿命化のための対策が必要である。

② 林業

本町の森林面積は2,557haで、町の総面積に対する割合は44%を占める。このほとんどが民有林で、そのうち59%の1,505haが人工林となっているが、全森林において間伐・除伐等の実施が十分でなく、手入れ不足や荒廃した人工林も目立つ現状にある。

本町は、温暖多雨で自然条件は育林に適している環境にあるが、国産材価格の長引く低迷と、高齢化や過疎化の進行による林業の担い手不足により、一段と悪化の傾向にある。

一方、災害防止や水源涵養等、森林の果たす多面的機能に対する関心は高く、また、地球温暖化の防止に係る森林吸収源対策としての森林に対する期待も大きいことから、引き続き森林の整備等を適切に実施していく必要がある。

③ 商工業

本町の商店数は平成26年の88店舗から平成28年には80店舗と減少し、年間商品販売額も80億1,897万円から78億6,800万円と減少傾向にある。

店舗数減少の原因としては、後継者不足や商店街の機能が消費者ニーズや購買行動の変化に対応できないこと等が想定される。さらに、近年では近隣町での大型店の出店による顧客の流出もみられ、消費者ニーズに合った商店主の意識改革や商店街の機能強化に係る環境整備等を支援する必要がある。

特に、商店街は商業機能のみならず、地域のにぎわい創りの場としての役割も果たしており、地域活力の維持の面からもその活性化を図ることは重要な課題である。

参考資料：店舗数、年間商品販売額…平成26年：商業統計調査

平成28年：経済センサス活動調査

④ 観光又はレクリエーション

本町は、自然味豊かな景観を利用した河川公園づくりや、天然記念物の「麻生原のキンモクセイ」、「鶉ノ瀬堰」を利用して造られた「やな場」等の観光資源の整備を進めてきた。

特に、安津橋上下流左岸は国土交通省による環境護岸整備を皮切りに、グラウンドゴルフ場4コース32ホール、管理棟、トイレ等の整備を進めてきた。また、かわまちづくり事業等を活用しながら、サッカー場2面、テニスコート8面の整備が完了し、野球場、ソフトボール場、管理棟の整備が進んでいる。さらに、滞在型観光を誘致するため、井戸江峡交流拠点施設、古民家交流拠点施設を整備し、代表的観光施設の「やな場」においても、厨房、駐車場、合併処理浄化槽、周辺公園整備を行い、観光入込み客数は増加傾向にある。

今後は、情報発信を活かした観光ルートの整備を検討し、併せて観光客の増加を図ることにより、観光による地域の活性化を推進する。

⑤ 企業の誘致対策

本町は熊本都市圏であり、九州のほぼ中心に位置しているため便利な位置にあるが、土地利用について行政指針を定めていないことから、その特性を十分活用できていない状況にある。

今後は、限りある土地を有効に活用するために、土地利用について用途別に整理し、立地環境の整備、立地情報の提供や公共用地の活用等を行うことにより積極的に企業を誘致する必要がある。

《令和2年度甲佐町進出企業協議会への加入状況》

進出年度	企業名	生產品目
S48年	九州ネットワークケーブル(株)	通信機器用電線
S49年	YKKAP(株)熊本甲佐工場	エクステリア製品
S61年	(株)ヤマキフーズ熊本工場	弁当・惣菜
H元年	(株)木村甲佐工場	米菓子・あられ
	エース観光開発(株)	ゴルフ場
	熊本ダイハツ販売(株) 配車センター	配車センター
H2年	九州電子(株) LSI システムセンター	LSI 設計・開発
H4年	(有)肥後そう川	麺類製造
H5年	ネットヨタ熊本サービス(株)	自動車点検整備・配車
	九州日立物流サービス(株) 機工営業部 熊本事業所	運送業・倉庫業
H6年	(株)シンザン	鉄骨製品 (建築鉄骨)
H7年	土佐屋コンクリート工業(株)甲佐工場	コンクリート 二次製品
H8年	西邦電気工事(株)甲佐営業所	電気工事・通信工事
	RHK(株)甲佐工場	金属製品

	森川健康堂(株)	健康食品
H10年	宇城鉄筋協同組合	鉄筋加工・工事業
	富田工業(株)	自動車部品
	浅井硝子(株)	酒類・化粧用容器販売
H16年	(株)大福物流	運輸業
H17年	東南運輸(株)甲佐営業所	運送業
H24年	山本建設(株)甲佐養鰻場	鰻養殖
H29年	コーラルインターナショナル(株)	化石サンゴ肥料及び食品、 飲料用品製造・販売
合計	22社	

⑥ 起業の促進

本町への人口流入を促進し、また本町からの人口流出を防ぐためには、「ひと」を起点に甲佐ならではの「しごと」を生み出すことが重要である。「ひと」と「しごと」の好循環を形成するため、「しごと」づくりに対する支援策が必要である。

また、人手不足やグローバル競争の激化等、経済情勢が目まぐるしく変化していく中で、持続して経済が発展するには、新たな地域経済牽引事業を企画・実行できる起業家等のイノベーター型の人材育成が必要である。

(2) その対策

① 農業

厳しい農業経営等の課題解決のため、労働力省力化のための農業機械の共同購入や共同利用の推進等、現在の「人・農地プラン」に位置付けられた担い手への支援はもちろんのこと、農業への企業参入や若手農業者による株式会社化等の農業所得の最大化の実現と、これらの取組を実践する担い手への農地集積・集約化や、地域農業を支える人材の継続的な確保・育成等を推進する。さらに、鳥獣被害に強く生産性の高い新規作物の研究・導入を

行い、付加価値を付けたブランド化を進めることで、農業収入の安定化を図る。

また、深刻な状況となっている有害鳥獣による農作物被害については、侵入防止や捕獲を組み合わせ、地域の実情に応じた「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進することで農作物の被害防止を行う。

次に、農業基盤の整備については、県営及び団体営事業での区画整理事業や水路、ため池等の農業用施設の整備事業を行う。

特に、老朽化が進んでいる農業用施設については、将来にわたり安定的に利用できるよう、長寿命化対策を実施する。

② 林業

森林は、林産物の供給のみならず国土の保全、水資源の涵養、自然環境保全等の公益的機能の維持に果たす役割は大きく、安定的な間伐・除伐が必要となる。そのため、それらの森林施業を効率的に行うために必要な道路網の維持管理に努め、整備を行うとともに、「甲佐町森林整備計画」に基づき、地域林業の育成、整備に対応するような施策を積極的に推進する。

また、安定的な森林施業を実施するための対策としては、森林組合を中心とした林業経営体の省力化や生産性向上のための機械化を推進し、新技術導入や技術研修会等を林業経営体と連携し積極的に進めることで林業従事者、特に若年労働者の育成、確保を図る。

さらに、土砂の流出や山崩れ等の危険性がある森林については、県と連携し治山事業を推進する。

③ 商工業

衰退が進む市街地の活性化を図るために、商店主、商工会等と連携しながら市街地の環境整備改善策や商業の活性化に関する対策に取り組む。

具体的には商店主の意識の改革や自主的活動を行うための組織づくり及びプランづくりへの支援や、空き店舗利活用、買い物弱者への支援に取り組み、今以上に地域と密着した商業を目指し、地域との信頼関係を築くことによって地元購買率の向上に努める。

また、こうさんもんブランドをはじめ、甲佐町の特産品等を物産展やインターネット販売を利用し、町外及び県外への販路開拓も進めていく。

さらに、個々の商店及び地元中小企業の経営安定化を目指すため、商工会と連携を図りながら研修会及び講習会を開催し、商工業の振興を図る。

④ 観光又はレクリエーション

今まで整備を進めてきた「やな場」や「麻生原のキンモクセイ」、「津志田河川自然公園」、「井戸江峡交流拠点施設」、「古民家交流拠点施設」を中心に、新たな観光拠点として「陣ノ内城跡」を加え、観光客の増加を図る対策を推進していく。

具体的には、チラシや広報紙等を使つてのPR活動の強化及び公式ウェブサイト等を利用しての観光情報の発信強化に努め、主要観光施設への外国語表示を兼ねた案内板の設置を進める。

また、安津橋上下流左岸について、現在国土交通省と連携を図りながら「かわまちづくり事業」を進めており、今後は広域交流拠点施設として熊本甲佐総合運動公園が完了予定であり、地域における様々な交流活動促進の場としての活用を推進する。

併せて、特産品開発により販売促進を図る。

⑤ 企業誘致対策

本町周辺においては、九州横断自動車道延岡線(通称:九州中央自動車道)の整備が進み、嘉島JCTから山都中島西ICまでの区間が開通している。今後は、早期全線開通に向け更なる整備促進が行われることで、近隣における高速道路網のインフラ整備に合わせ、本町の企業立地場所としてのポテンシャルがますます向上することが予想される。

また、熊本地震で被災した県道御船甲佐線の田口橋は、2車線化での災害復旧及び災害関連事業で工事完了し道路の供用も開始されているが、車幅規制のため大型車両の通行ができない状況である。接続道路である県道嘉島甲佐線の平面交差点への改良事業が既に着手されており、完了後は大型車両の通行が可能となり、新たな人流や物流路線が創設され沿線の開発と利活用が期待される。今後は、県との連携強化を図りつつ、企業動向等、情報の共有をはじめ、誘致活動の共同実施、効果的な立地PR及び広域的な誘致活動等を積極的に推進していくとともに、空き家、空き店舗、未利用公共施設等を活用して、ICTを活用したベンチャー企業やIT企業のサテライトオフィス等の誘致を図る。

また、良好な地域特性を最大限活用するため、「甲佐町国土利用計画」を策定し、それに基づくまちづくりや企業誘致活動を推進し、地元雇用について働きかけ、「しごと」の創出を図る。

⑥ 起業の促進

「ひと」と「しごと」が生み出す好循環を形成していくために、「しごと」についても支援を図ることが重要であり、空き家、空き店舗、未利用公共施設等を活用した起業への支援を推進するとともに、県や商工会等の関係団体と連携し、地域の特性を生かした起業の促進に向けたシステムづくりに取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	糸田堰地区水利施設等保全高度化事業	熊本県	
		第二上益城中央地区中山間地域総合整備事業	〃	
		農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型）	〃	糸田
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	麻生原堰 土地改良区	
	(5)企業誘致	進出企業に対する工場等奨励措置	甲佐町	
		企業用地確保事業	〃	
		企業立地促進事業	〃	
	(9)観光又は レクリエーション	熊本甲佐総合運動公園整備事業	〃	
		レクリエーション広場整備事業	〃	
		やな場施設改修事業	〃	
		竜野川環境施設整備改修事業	〃	

	中甲橋グリーンパーク整備改修事業	〃	
	津志田河川自然公園整備改修事業	〃	
	サイン整備事業	〃	
	グラウンドゴルフ場管理事業	〃	
(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	産業後継者育成対策事業	協議会	【事業の効果】 農家の経営安定及び所得の向上等が見込まれ、農業の振興と新たな担い手の確保に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
	中山間地域等直接支払交付金事業	甲佐町	
	多面的機能支払事業	〃	
	農機具導入事業	〃	
	農作物高付加価値化事業	〃	
	担い手づくり支援交付金事業	〃	
	有害鳥獣捕獲事業	〃	
商工業・6 次産業化	中小企業店舗新築改装利子補給事業	〃	【事業の効果】 事業者の経営安定化等が見込まれ、地元購買力の向上をはじめとした商工業の振興及び商店街の活性化に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
	地元購買力向上事業	〃	
	移動販売整備等事業	〃	
	インターネット販路拡大事業	〃	
	空き店舗利活用事業	〃	
	起業支援事業	〃	

		商工会補助事業	〃	
	観光	観光協会補助金事業	〃	【事業の効果】 観光振興による経済波及効果が見込まれ、交流人口・関係人口・定住人口の増加に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		観光パンフレット作成事業	〃	
	その他	熊本甲佐総合運動公園管理事業	〃	【事業の効果】 様々な地域資源等を有効活用することで交流人口・関係人口・定住人口の増加に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
(11)その他		くまもと間伐材利活用推進事業	緑川森林組合	
		森林環境保全林整備事業	甲佐町	
		稚アユ放流事業	〃	

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
甲佐町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 計画」に記載のとおり。

③ 他市町村との連携

産業振興を促進するにあたっては、必要に応じて近隣自治体等と連携しながら推進していく。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理等に関する基本的な考え方については、「甲佐町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、整合性を図りながら本計画を推進していく。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ICT等の利活用を支える高速ブロードバンド基盤の整備については、町ではこれまで、平成22年度に光ブロードバンド通信環境の整備を行い対応してきた。また、民間事業者が行う携帯電話エリア等の整備も行われ、以前と比較し通信環境が向上しているが十分ではなく、地域内格差が課題となっている。今後も引き続き、通信環境の格差解消に向け、民間事業者等と連携していく必要がある。

また、情報発信のデジタル化として、町では町公式ウェブサイト平成13年9月に開設し、情報発信を行ってきた。見る人の目的やライフイベントごとに、目的の情報にダイレクトにたどり着くことができるよう、広く情報提供してきたが、情報の受け手側が主体的に動き情報にアクセスしなければならない等の課題がある。今後は他の情報手段と合わせ発信する等多重化し、情報の浸透を図る必要がある。

さらに、総務省が示す「自治体DX推進計画」において、自治体の行政

手続きのオンライン化を推進しており、本町でも、住民に身近な申請届出等の手続きについてインターネットを利用して行えるよう、県及び県内市町村で構成する「熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会」で構築した電子申請システム等やマイナンバーカード等を利活用したオンライン手続きの拡大・利用増加等に更に取り組む必要がある。

特に、同計画における「目指すべきデジタル社会のビジョン」に向け、自治体に求められている取組を推進し、住民の利便性及び行政サービスの向上に繋げていく必要がある。

(2) その対策

あらゆる分野で ICT の利活用を進めるためには、まず通信環境の均一化が必要である。このため、民間事業者等と未整備地域について情報共有を図る等して通信環境の向上を図る必要がある。

行政サービス向上のためには、町から発信する情報をできるだけ多くの住民に浸透させる必要がある。町公式ウェブサイトについては、担当課において常に最新情報を掲載できるよう、既存記事の内容見直し等を踏まえた、見やすい・分かりやすいウェブサイトの運用に努めるとともに、町公式 SNS やメールアプリシステムと連携し、ウェブサイトの更新状況を幅広い人に発信する。

また、電子自治体の構築を推進するため、「熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会」において運用している電子申請システムやマイナンバーカードの更なる利活用及び利用拡大を図り、行政サービスのオンライン化の推進や国が示す「自治体 DX 推進計画」に基づく各種取組を推進し、住民等の利便性の向上や業務の効率化、デジタル化に取り組む。

さらに、これらのデジタル化のメリットを住民が享受できるよう、デジタルデバイス対策として高齢者等を対象とした操作研修等に取り組むとともに、地域情報化を担う人材の確保・育成に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 情報化	公式ウェブサイト運用事業	甲佐町	【事業の効果】 より多くの住民が様々な情報を得る機会が増えることで、住民サービスの向上に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
	(3) その他	標準化システムの導入	〃	
		オンライン環境整備事業	〃	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 国道、県道及び町道

国道、県道及び町道は、地域生活及び地域開発等の基盤であり、定住環境整備と密接に関係するとともに、災害時の避難路や緊急輸送道路となる。

本町の主要な道路は、国道443号が重要幹線道路として本町を南北に縦断し、国道とともに主要地方道2路線、一般県道6路線で基幹道路網をなしている。これらについては、都市部や高速交通拠点とのアクセス道路となる重要路線であるため引き続き整備促進を図り、その効果の拡充に努める必要がある。

また、町道については、1・2級・その他の町道合わせて163路線、総延長約209kmを有する。令和2年度末現在の整備率については、改良率が約79%、舗装率が約98%となっている。しかし、幅員5.5m以上の改良率は約17%と低く、今後さらに二次改良の必要がある。また、橋りょうや舗装補修等の道路メンテナンスについては、整備後、年数が経過しているものもあるため、点検・補修が必要である。

これらは地域生活の安定や地域振興を支える基盤であるため、新設、改良、舗装等の計画的な整備が必要である。

② 農道、林道

農道については、広域農道整備・農免農道整備・中山間地域総合整備・基盤整備等の事業により整備は進捗しているが、一部で遅れがみられる。耕作放棄地の増加を防ぎ農業所得の向上・安定化に繋げるため、今後も継続し農道整備を推進していく必要がある。

一方、森林施業の基盤となる林道については、8路線の21,130mが開設されているが、地形が急峻であること等から、林内路網の配置が限られている地域が多い。林業生産性の向上を図るため、森林の保全・管理の基礎となる林道・作業道等の整備を図り、森林資源の計画的培養等に努める必要がある。

③ 交通確保対策

道路整備の進展と車社会化により、マイカーが主な移動手段となっているが、車を持たない高齢者等にとっては路線バスや町営バスは、依然として貴重な公共交通機関である。また、今後、超高齢社会が進行する中で、そのニーズはさらに高まることが想定される。

一方、近年では、バス利用者数が減少し、さらに運転手も不足している状況にある。このため、民間事業者は厳しい経営が続いており、本町を含めた沿線の市町村が多額の赤字補填を行うことで維持している状況にある。

このため、今後の人口推計、利用者の確保、交通事業者の役割等をもとに公共交通の在り方を総合的に検討し、住民の交通手段の確保を図る必要がある。

(2) その対策

① 国道、県道及び町道

国道・県道、特に田口橋右岸側平面交差点整備の進む県道嘉島甲佐線については、通勤・通学の安全性の向上、地域間交流の促進及び産業や観光振興、地域の活性化に繋がり、県南地域と熊本市を結ぶ広域的ネットワークを構成する重要な路線として期待される。整備促進のため、県と連携を図りながら事業の早期実現に努める。

次に、町道については、「甲佐町道路整備5カ年計画」に基づき、集落間を結ぶ生活道路及び国道・県道からのアクセス道路を重点的に整備し、安全快適な道路の整備を推進する。また、橋りょうや舗装補修等の道路メンテナンスについては、定期的に点検を行って損傷・劣化等を把握し、計画的な維持・修繕を行う。特に交通弱者に対する通行の安全性・利便性に配慮した施設整備に努める。

② 農道、林道

農道・林道・作業道等については、農用地、林地の保全及び農林産物の効率的な流通経路の確立のため、特に集落からのアクセスが困難な地域において、通作条件を改善するよう整備を促進するとともに、適正な維持管理に努め、長寿命化を図る。

③ 交通確保対策

公共交通については、住民の生活に必要不可欠であるため、さまざまな交通手段を含めた本町の地域公共交通に関する指針を策定し、効果的・効率的で持続可能な地域公共交通手段の構築に努める。また、公共交通機関の利用促進に努めるとともに、民間事業者に対する支援を継続して行い、交通手段の確保に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)町道 道路	町道新設改良事業	甲佐町	
		県道事業負担金	〃	
	橋りょう	橋梁補修事業	〃	
		橋梁点検事業	〃	
		橋梁架替事業	〃	

	(2)農道	農道整備事業	〃	
	(3)林道	林道整備事業	〃	
	(9)過疎地域 持続的発展特 別事業	地方バス運行対策事業	〃	【事業の効果】 住民の通勤・通院・通 学への利用や交通弱者 の移動手段を確保する ことにより、その地域 における利便性の向上 に繋がるため、その効 果は将来に及ぶ。
	公共交通	町営バス運行事業	〃	
	(10)その他	通学路補修事業	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理等に関する基本的な考え方については、「甲佐町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、整合性を図りながら本計画を推進していく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設・簡易水道等

上水道施設は本町の重要な生活インフラであり、安全・安心な飲用水の供給とともに耐震性を高める等、災害に対する備えも求められている。

本町では、これまで老朽管の更新工事をはじめ、有収率向上対策にも努めてきたが、耐用年数を経過した管路がいまなお約 50 km 残存しており、老朽管を要因とする破裂事故や漏水が多発する等、多額の費用を要する水道施設の維持・管理が課題となっている。

また、人口減少等により給水量が減少していく中、経営の安定化や防災性

の向上を図るためには新たな供給先を確保する必要があり、今後は近隣市町への用水供給や緊急連絡管の設置等広域的な連携を検討していく必要がある。

上水道給水区域外に点在する簡易水道施設や飲料水供給施設については、施設の老朽化、水量不足、水質悪化等の問題を抱えており対策を講じる必要がある。

② 生活排水処理施設

本町の、し尿を含めた生活排水処理は、新築住宅を中心に個別合併浄化槽が普及し、河川への汚水放流は減りつつあり、汚水処理人口普及率は、令和2年度末時点で67.1%となっている。

浄化槽等の生活排水処理施設は必須の社会資本であることから、合併処理浄化槽への転換を推進する等、早急な整備が求められる。

③ 廃棄物の処理

ごみ、し尿等については、それぞれ一部事務組合の施設で処理している。「ごみ」については平成元年度に24t/日の、「し尿」については平成2年度に90t/日のそれぞれ処理能力を持った施設を整備し、完全収集体制を構築しているが、いずれの施設も建設から30年以上が経過し老朽化が進んでいるため、今後その対策が課題となっている。

④ 消防・防災施設等

本町における各種消防活動は、常備消防（上益城消防組合）と非常備消防（令和3年4月1日現在、甲佐町消防団・4分団27部及び役場分団391名）の2つの組織により行っている。

町が管理する消防施設のうち、防火水槽（耐震性貯水槽を含む）は令和3年度当初で171基と基準数の221基には及ばず、設置箇所も地理的条件により格差が生じる等の問題がある。

消防団については、令和3年度当初でポンプ車3台、小型動力ポンプ付き積載車25台と県下でも有数の機動力を有しているが、現在、双方に20年を経過するものも多数あり、老朽化による故障等が発生している。毎年、小型動力ポンプ付き積載車の更新を行っているが、財源の問題等により更新台数に限りがあるため、老朽化による故障等が改善しない状況にある。そのため、初期消火活動に支障をきたす恐れもある。

また、防災施設等には、防災行政無線施設や備蓄倉庫、避難所、メールア

プリシステム等がある。これまで順次整備を進めてきたが、近年多発する大規模災害への備えとして、施設整備等の更なる拡充を図る必要がある。

⑤ 公営住宅等

本町では、町営住宅 12 団地 199 戸、定住促進住宅 1 団地 60 戸、子育て支援住宅 1 団地 20 戸を管理している。今後も建物の長寿命化を図りつつ良好な住環境を維持していく必要がある。

(2) その対策

① 水道施設・簡易水道等

今後は、「甲佐町水道事業基本計画」（平成 25 年 3 月策定・計画期間：平成 25 年度～令和 13 年度）に基づき、国庫補助制度等を活用しつつ計画的な更新を進めていくとともに、安定的な事業運営を図るため近隣市町との連携を図り、信頼性の高い水道施設の構築及び経営基盤の強化に努める。

また、2つの組合営簡易水道については、施設の老朽化対策を支援しつつ、上水道拡張についても検討していく。

さらに、老朽化に加え、原水水質や水量等の問題を抱える宮内地区の飲料水供給施設については、施設の更新及び統合を進め、安全・安心な水の安定的な供給を図る。

② 生活排水処理施設

「甲佐町生活排水処理基本計画」（令和元年 1 月策定）に基づき、既存の汲み取り式トイレや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進するとともに適正管理を促し、公共用水域の水質汚染防止対策を図る。

③ 廃棄物の処理

将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するため、郡内 5 町で連携し、一般廃棄物の広域処理に向けた新施設建設を着実に進めていく。

家庭から出る廃棄物については、町が委嘱したリサイクル推進員（廃棄物減量化等推進員）と協力し、住民に対する分別排出、リサイクル推進等の周知・徹底に努める。また、不法投棄や野焼きについても、巡回を行いながら広報活動等により防止を呼びかけ、関係機関との連携を強化し、その対策に努める。

④ 消防・防災施設等

消防水利については、水利基準 40 m³以上の耐震性貯水槽を概ね毎年4基新設しているが、今後においても段階的に毎年4基ずつ整備を行い、初期消火対策の推進を図るとともに住民の不安解消に努める。

また、老朽化した消火栓については、水道管更新等と併せて、可能な場合は地下式から地上式の更新に努める。

甲佐町消防団では、連絡系統の充実を図るため、平成29年度から分団を8分団から4分団に再編し、機動力を高めた甲佐町消防団を目指している。

小型ポンプ及び積載車については、消防団の再編に伴い、順次更新整備を行い消防団の機動力の保持を図るとともに、消防詰所及び格納庫の建替えや大規模改修についても各種補助金等を最大限に活用して更新していく。

最後に、防災施設については、住民の安全・安心な生活の確保に向け、特に防災施設・設備の不足地域の防災環境の整備に努めるとともに、自主防災組織等と連携しそれらを活用した研修や訓練を実施することで自助・共助意識の向上を図る。

⑤ 公営住宅

「甲佐町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的な維持管理や修繕による長寿命化を計画的に推進していく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	宮内地区簡易水道整備事業	甲佐町	
	(2) 下水処理 施設 その他	浄化槽設置整備事業	〃	
	(5) 消防施設	耐震性貯水槽設置事業	〃	

	防火水槽修繕事業	〃	
	ポンプ車購入事業	〃	
	小型動力ポンプ付積載車購入事業	〃	
	詰所及び格納庫建替事業	〃	
	詰所及び格納庫大規模修繕事業	〃	
(6) 公営住宅	公営住宅等整備事業	〃	
	公営住宅等管理事業	〃	
(7) 過疎地域 持続的発展 特別事業 環境	し尿処理対策事業（御船地区衛生施設組合負担金）	〃	【事業の効果】 廃棄物処理施設の整備及び維持管理を行うことで衛生的な生活環境の維持に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
	一般廃棄物処理対策事業（御船町甲佐町衛生施設組合負担金）	〃	
	一般廃棄物処理対策事業（収集委託）	〃	
	一般廃棄物処理対策事業（整備協議会負担金）	〃	
(8) その他	防災施設等整備事業	〃	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理等に関する基本的な考え方については、「甲佐町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、整合性を図りながら本計画を推進していく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

本町でも少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加等により、地域におけるコミュニティの希薄化等の課題が見られる。このような状況に対応するため、地域ごとの特性や多様化するニーズを十分に把握し、子育て支援の充実に向けた取組を推進する必要がある。

また、安心して子どもを産み、子育てができる環境や子どもが健やかに育ち、自立する環境づくりのための各種保育サービスの充実を図るとともに、障がい児については、療育体制の充実を図る必要がある。

② 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

少子・超高齢社会が進行する中、現在本町においても高齢者（65歳以上）の比率は総人口の約39%を占めている。このような中、今後は、地域における介護サービスの提供や疾病予防・介護予防の推進等、多様なニーズにこたえる介護・福祉サービスの基盤整備を図り、高齢者が安心して自立した生活を送れる地域づくりを推進していく必要がある。

また、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で生き生きとした生活を送れるよう、それぞれの地域で高齢者を支えあう仕組みづくりを推進していく必要がある。

乙女高齢者福祉センター、龍野福祉ふれあいセンター、白旗福祉ふれあいセンターでは、平常時には「高齢者の健康や生きがいづくり」はもとより、「多世代交流」や「各コミュニティの拠点施設」として、また非常時には安全安心な避難所として活用されており、地域拠点として重要な役割を担っている。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

子育て支援については、仕事と家庭が両立できる生活環境づくりを支援するため、子育て支援サービスの事業内容や地域における子育て支援等の充実を図る。また、児童の健全育成のために放課後児童クラブや地域住民と

の交流活動等も実施する。子ども医療費助成事業については、子育て中の保護者の医療費負担の軽減が図られることから、今後も子どもに係る医療費自己負担に対する助成を継続して実施するとともに、不妊に悩む夫婦が、経済的理由から治療を諦めることがないように、不妊治療に対する支援を継続して実施する。

② 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

高齢者福祉については、高齢化率が上昇している中で、介護を必要としない、あるいは、介護を必要とする期間をできるだけ短くし、高齢者がいつまでも健康で社会との関わりを持ち、生きがいを持って生活できるようにすることが重要である。そのため、介護予防をはじめ超高齢社会に配慮した在宅福祉サービスの充実と生きがい対策の充実等、総合保健福祉対策を推進し、ともに助け合い高齢者がいきいきと暮らす長寿社会の実現を目指す。また、障がい福祉については、障がいのある方が安心して暮らせる社会を目指し、障がいのある方に対する差別や偏見のない環境づくりに努める。その上で、在宅福祉サービスの充実と就労・雇用環境の充実や社会参加機会の充実を図り、自立支援のための環境づくりを推進する。また、ボランティアによる福祉ネットワークの拡充を含め、保健・福祉・医療が一体となって支える体制づくりを推進する。

さらに、健康増進機能に加え、介護予防のための健康づくり機能、健康づくりを楽しむための健康マイレージ機能等、多世代交流・多機能型施設として開設した「甲佐町フィットネスセンター」の更なる活用を推進するとともに、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施に積極的に取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上	(8) 過疎地域 持続的発展 特別事業 児童福祉	出生児祝金事業	甲佐町	【事業の効果】 多様な子育て支援を行うことで子育て世帯の負担軽減
		保育料負担軽減事業	〃	
		子ども医療費助成事業	〃	
		母子保健事業	〃	

及び増進		日中一時支援事業	〃	が凶られ、出生数の増加や移住者の増加に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。	
		延長保育事業	〃		
		障がい児保育事業	〃		
		放課後児童健全育成事業	〃		
		地域子育て支援センター事業	〃		
		病児病後児保育事業	〃		
		子育て短期支援事業	〃		
		ファミリー・サポート・センター事業	〃		
	高齢者・ 障害者福祉		緊急通報体制等整備事業	〃	【事業の効果】 高齢者や障がいのある方への支援を行い、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる環境づくりを行うことにより、定住促進や地域活性化に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
			敬老事業	〃	
			避難行動要支援者システム導入事業	〃	
			障がい者相談支援事業	郡圏域	
	健康づくり		健康増進事業	甲佐町	【事業の効果】 健康づくりへの関心を高めることで町民の健康を守ることに繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		(9)その他	福祉施設整備事業	〃	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

少子・超高齢社会の進行や疾病構造の変化、医療制度改革等、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、地域医療に対する需要が多様化している。

本町は、病院2、診療所3、歯科診療所3、合計病床数が140床と医療資源が充実しており、地理的には熊本市内にも近いことから、比較的医療を受けやすい地域でもある。

しかし、超高齢社会を迎え、急激な医療・介護ニーズの変化や増大への対応が課題となる。

(2) その対策

医療施設へのアクセスという点では、路線バスや町営バスが運行しており、比較的利便性は高いが、利用者の減少や運転手の不足により、再編も行われている状況にある。今後も移動手段の確保に向け、検討を図る必要がある。

また、「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識を基本に、乳幼児から高齢者に対する健診・検診等の充実に取り組み、疾病予防を推進する。

日曜日や祝日における医療体制については、県や医師会等の関係機関との連携を図り、在宅輪番制当番医等の確保を継続するとともに、熊本中央地域二次救急医療圏内の病院群輪番制病院運営事業に参加し、休日や夜間の受診および重症患者に対する救急医療体制を推進する。

さらに、乳幼児予防接種の広域化を継続し、計画的かつ安心して接種が受けられるような体制を維持していく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	在宅当番医	甲佐町	【事業の効果】 救急医療体制等を 整備し、医療を確 保することは、町 民の安全・安心な 生活を確保するこ とに繋がるため、 その効果は将来に 及ぶ。
		病院群輪番制病院運営事 業	熊本中央 地域二次 救急医療 圏構成市 町村	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

本町の小・中学校の児童生徒の数は、平成27年度まで減少傾向にあったが、小学校においては、平成28年度544人、平成29年度579人、平成30年度584人、令和元年度598人、令和2年度594人と、平成27年度の520人に対し、令和2年度では、74名の増加が見られた。一方、中学校においては、平成27年度の252人に対し、令和2年度は249人と横ばい状況にある。

しかしながら、現在の出生状況から推計すれば、小学校児童数は令和元年度をピークに令和7年度には490人へと減少、中学校生徒数は令和6年度の311人をピークに、減少していく見込みとなっている。

現在も、小学校における適正規模の標準（学級数12～16）を、全校下回っている状況にある。

そのような中、児童生徒を育成する学校教育に対し、住民の関心が非常に

高まっている。学校教育の課題としては、これからの社会の中で主体性や創造性等、児童生徒の一人一人の個性を尊重し、Society5.0^{*7}の未来社会をたくましく生き抜く資質や能力を育成することが重要である。

これからも、児童生徒の学力及び情報活用能力の向上とともに、ICT教育の充実と国際化が進む中での英語教育の充実も重要である。

また、町内唯一の県立高校である甲佐高等学校においては、入学者数増加に繋がる魅力ある学校づくりを支援するために、平成29年度から甲佐町地域おこし教育協力隊を採用し甲佐町公営塾「あゆみ学舎」を開設しているが、今後もキャリア教育の視点に立った進路指導・支援と学習支援を行うことで進路の幅を広げ魅力ある進路達成を支援することにより、入学者の持続的増加を図る必要がある。

② 社会教育

ア 家庭教育・地域教育力

国際化・高度情報化等、社会が急激に変化し、地域社会における社会全体の規範意識の低下、地域教育力や家庭教育力の低下、近隣住民間の連携の希薄化等が懸念される中、地域の安全・安心の確保が求められている。

家庭では、育児に不安や悩みを持つ親の増加、子どもたちの基本的な生活習慣の乱れ、学習意欲の低下や家庭学習習慣の低下、体力の低下等が課題となってきた。また、低下が懸念される地域の教育力を活性化するため、生涯学習の機会や地域で子どもを育てる意識の醸成や環境の整備が求められている。

イ 人権教育

「部落差別」、「いじめ問題」、「インターネットによる人権侵害」等の人権問題において、本町では、平成23年12月に策定した「甲佐町人権教育・啓発基本計画」に基づき、部落問題をはじめあらゆる差別を解消するための啓発活動に取り組んできた。しかし現状として講演会等への参加人数の減少や参加者の固定化が見られる。また、明るく住みよい地域づくりを目指し、地域住民の自主的活動による人権教育の推進を図るため

⁷ 人口知能（AI）等を活用することで、必要な情報が必要な時に提供されるようになるとともに、ロボット等の革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより、今までにない価値を生み出し、少子高齢化や地方の過疎化等の課題を克服する新たな未来社会の姿のこと。

に、地域における人権問題の解決のための相談的役割を担う地域リーダーの養成を図る必要があるが、リーダーの構成員が不足し高齢化が進んでいる状況にある。

ウ 図書室

本町には図書室が1箇所あり、図書室管理運営は、住民それぞれが適切な学習の機会に、自主的・自発的に図書室に出向き、情報収集や資料等を自由に活用できるような「学びの場」、また「癒しの空間」としての機能を兼ね備えた施設として整備を行っている。

蔵書数は令和2年度末現在で31,719冊となっており、利用者の推移を見ると、年々減少傾向にある。そのため、更なる利用者増に向け、多様な住民ニーズを反映させた図書室運営を推進する必要がある。

エ スポーツ・レクリエーション

これまで、だれでも参加できるスポーツの振興と普及を図るため、総合型スポーツクラブの充実、各種スポーツ教室の開催に取り組んできたが、クラブの会員や教室への参加者数については十分とは言えない状況である。

今後は、熊本甲佐総合運動公園を活用して、町内外の方々が本町でのスポーツ活動に魅力を感じてもらえるようなイベントの充実を図るとともに、住民の体力維持・向上及び健康増進と本町の交流人口・関係人口の増加を図る必要がある。

また、日常生活の中に運動習慣を定着させ、手軽にできる運動の普及を図るとともに、スポーツ大会等のイベントを開催し、運動を通じた住民の幅広い交流を推進する必要がある。

(2) その対策

① 学校教育

過疎地域の持続的発展を図るためには、教育の水準を向上させることは極めて重要である。

学校教育現場においては、教師と児童生徒がお互いに信頼しあえる好ましい人間関係の中で、一人一人が心身ともに安定した学校生活を送れる環境づくりを行う。

また、児童生徒の望ましい人間形成のため、地域とともにある学校づくりを進め、徹底指導による基礎・基本の確実な定着と主体的・対話的で深い学びを推進するとともに、個性を生かした豊かな創造力を育成する教育を推進する。そのために、教職員の資質向上のための各種研修の充実や創意工夫を生かした教育活動を図るとともに、ICT機器の活用充実を図る等、積極的に教育充実のための諸条件の整備に努める。

さらに、信頼される学校づくりのために、家庭や地域社会と連携・協働による教育活動を進め、地域住民の学校経営への参画の仕組みとして導入された学校運営協議会の活性化を図り、学校経営の充実を図る。また、社会に開かれたカリキュラムの実現に努めるとともに、安全な教育環境を確保するため、学校施設整備の充実を図る。

町内唯一の高校である県立甲佐高等学校と連携し、町内で魅力ある高等学校教育が受けられるよう官民一体となって支援する。

② 社会教育

ア 家庭教育・地域教育力

地域社会において、心豊かで充実した人生を送るため、各個人が自発的意思に基づいて自分に適した手段や方法により、生涯を通じての人間形成や資質を高めるための支援が必要である。

そのためには、生涯学習センターを活用した公民館講座の主催講座や自主講座の活動を支援するとともに、地域に根ざした教育を行うため、地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動の支援やその受け皿となる指導者の育成に努め指導体制の充実を促進する。

また、未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校・家庭・地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを目指す必要がある。そのため、コーディネーターを中心に教育活動サポーター、ボランティア等、地域の方の協力を得て行う地域学校協働活動として、様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後子ども教室推進事業や、地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、授業等における学習補助や教員の業務補助等の教育支援活動を推進する。さらに、家庭の事情等により、家庭での学習が困難な児童生徒や、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒の学習支援を行う。

イ 人権教育

地域の実情を踏まえた人権教育および啓発を推進し、地域リーダーの新たな人材を確保しながら、部落差別の不当性を正しく理解する教育を一層充実させるとともに、日常生活における意識や行動に成果が表れるような研修等の工夫を行い、多くの住民が参加される取組に努める。

さらに、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を目指すために、学校教育等と連携し、更なる人権教育の推進に努める。

ウ 図書室

図書室の利用者増に向け、町広報紙や公式ウェブサイトを活用したPRを継続するとともに、住民ニーズを反映した蔵書や資料充実を図るとともに、図書室を有効活用した多様なイベント等の実施を推進する。

また、新たな図書貸出・返却システム等の検討を行い、更なる利用者の利便性向上に努める。

エ スポーツ・レクリエーション

様々なスポーツ教室を通じて子どもの頃から、身体を動かすことの楽しさを学ぶ機会の提供に努める。また、地域住民が参加、運営する総合型地域スポーツクラブの運営を充実させ、地域住民が生涯にわたり気軽にかつ継続的に運動に取り組める機会や場所を提供するとともに、スポーツによる活性化を図るため、県内のスポーツチーム等との連携による取組を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育 関連施設 その他	小、中学校施設営繕事業	甲佐町	
	(3)集会施設 体育施設 公民館	自治公民館改修等事業	〃	
	その他	キャンプ場管理事業	〃	
		宮内地区社会教育センター 管理事業	〃	
		社会教育施設整備事業	〃	
	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 義務教育	学校教育指導主事配置事業	〃	【事業の効果】 児童生徒の適切な 教育環境づくり、教 職員の資質向上や 負担軽減等を図る ことで教育水準の 向上に繋がるため、 その効果は将来に 及ぶ。
		教育カウンセラー配置事業	〃	
		学力充実研究推進指定校 補助事業	〃	
		体験学習等の活用事業	〃	
		教職員研修事業	〃	
		外国語指導助手招致事業	〃	
		特別支援教育支援員配置	〃	
	高等学校	甲佐高校の魅力ある学校 づくり支援事業	〃	【事業の効果】 地元高校の魅力ある学 校づくりを支援するこ とで、入学者増加が見 込まれるため、その効 果は将来に及ぶ。

	生涯学習・ スポーツ	人権教育推進事業	〃	【事業の効果】 町民の生涯学習活動等を支援することで地域に根ざした教育等、「地域教育力」の向上に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		放課後子どもプラン推進事業	〃	
		地域学校協働活動推進事業（地域未来塾）	〃	
		地域学校協働活動推進事業（地域学校協働活動推進員配置）	〃	
		健康スポーツ教室事業	〃	
		環境教育事業	〃	
		青少年健全育成事業	〃	
	(5)その他	情報機器整備事業	〃	
		小、中学校備品整備事業	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理等に関する基本的な考え方については、「甲佐町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、整合性を図りながら本計画を推進していく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の総人口は、国勢調査の結果では減少傾向で推移しているが、時代の進展と共に価値観やライフスタイルの多様化等の影響により世帯数の推移は、年々増加傾向にあり、それに伴う核家族化等によりこれまでのような地域との繋がりは弱くなってきている。

さらに、高齢化率は約 39%と全国・熊本県平均を上回り増加傾向で推移しており、少子・超高齢社会を見据えた集落づくりを進める必要がある。

また、人口減少に伴い集落内の空き家は増加傾向にあり、空き家の利活用等の対策が必要である。

(2) その対策

集落の維持・活性化に繋がるように地域においての自主的・自発的な活動を支援する仕組み作りや、集落支援員および地域おこし協力隊の派遣制度等を活用した支援を検討していき、集落の維持、活性化に繋げていく。

また、民間による宅地開発への支援や空き家バンク制度等により、移住・定住促進に繋げていく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域 集落再編 整備	空き家バンク制度事業	甲佐町	
		空き家利活用事業	〃	
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	住宅開発支援事業	〃	【事業の効果】 地域の実情に合わせた事業を行うことで、持続的な集落の維持・活性化に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 芸術・文化活動支援

国際化・高度情報化等が進む中、地域社会において豊かな心を持ち続け活力ある生活を送るためには、積極的に文化活動に加わり文化芸術に触れることが必要である。

② 地域文化の継承

本町にはボシドラをはじめ、獅子舞や太鼓等、多くの郷土芸能があるが、人口減少、少子・超高齢社会が進行する中、後継者不足等により継承が困難となっている。

③ 文化財の保護（保存と活用）

文化財については、国指定天然記念物「麻生原のキンモクセイ」をはじめ、国文化審議会が国指定史跡に指定するよう文部科学大臣へ答申した「陣

ノ内城跡」や「鵜ノ瀬堰」等の町指定文化財に加えて、未指定の文化財もある。これらの歴史文化遺産は、甲佐独自の歴史を如実に語る地域の資料として非常に貴重なもので、適切に保存・管理・活用していく必要がある。

(2) その対策

① 芸術・文化活動支援

住民が行う芸術・文化活動に対し支援するとともに、自主文化事業を充実させることで、住民が芸術文化を鑑賞する機会を増やし、豊かな心のかん養を図っていく。

② 地域文化の継承

地域の生活文化に根づいた郷土芸能の活動や存続を今後も支援していくことで、後継者の育成や郷土文化の継承を促し、地域の活性化に努める。また、地域の特色ある郷土芸能や年中行事を映像等に保存し継承していく。

③ 文化財の保護（保存と活用）

国指定天然記念物「麻生原のキンモクセイ」を適切に保護し、樹勢の回復に努めることで、ふるさと甲佐のシンボルを維持していく。

また、町指定文化財や未指定文化財の継続的な調査、価値付けを行うとともに、地域文化の掘り起こしやそれらの保護・保全に努め、これら文化財等の資料や調査成果等を発信し、住民共有の財産である文化財の保護意識の醸成に努める。

特に町指定文化財「陣ノ内城跡」は、国文化審議会より文部科学大臣に国指定史跡に指定するよう答申されており、今後は積極的に周知・広報を行い、周辺の多くの文化財と併せて歴史学習や地域活動の場として幅広く積極的に活用していく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 地域文化 振興	甲佐町生涯学習センター 文化事業	甲佐町	【事業の効果】 地域文化・芸術は町 民の豊かな心を育 むだけでなく、地域 経済の活性化等にも 繋がることから、 その効果は将来に 及ぶ。
		陣ノ内城跡調査事業	〃	
		陣ノ内城跡保存活用事業	〃	
		郷土芸能保存会補助金	観光協会	
	(3) その他	麻生原のキンモクセイ保 存事業	甲佐町	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

近年、地球温暖化に起因した異常気象による災害が多発し、人々の暮らしや農作物等への甚大な被害が報告されている。

本町では、2021年3月に18市町村共同で「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を策定しており、圏域の一員として温室効果ガス削減のため再生可能エネルギーの利用促進が求められている。

(2) その対策

① 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

脱炭素社会の実現に向け、行政が率先して、地域特性等を活かしながら温室効果ガスを発生しない再生可能エネルギーの活用を目指す。

また、住宅やオフィス・店舗・工場等への太陽光発電や太陽熱利用等の再生可能エネルギー導入を促進する。

② 災害対応にも有効なエネルギーシステムの構築

災害等の非常時に必要なエネルギーを確保するため、地域で発電した電力を地域で消費する電力の地産地消や蓄電池の設置、余剰エネルギーの面的利用等、自立・分散型のエネルギーシステムの普及拡大を目指す。

また、電気自動車等の次世代自動車について、温室効果ガスの削減だけでなく災害対策にも寄与する「走る蓄電池」として、活用の促進を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	地球温暖化対策実行計画 推進負担金事業	熊本連携 中枢都市 圏	【事業の効果】 再生可能エネルギーはその性質自体が持続的発展に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

人口減少、少子・超高齢社会の進行、価値観やライフスタイルの多様化等により地域コミュニティの希薄化による集落機能の低下が続いている。

持続可能な地域社会を形成するためには、住民主役の視点のもと、住民の自主性と協働の意識を高める必要がある。行政区等と連携し、地域活動の担い手となる人材の確保・育成に努め、地域コミュニティの活性化を図る必要がある。

(2) その対策

地域活性化に資する活動を推進する団体(行政区等)へ支援を行い、組織の育成・強化に努めるとともに、行政区等における地域活動の担い手となる人材の確保・育成に繋がる取組みを支援し、地域コミュニティの持続的活性化を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	まちづくり支援事業	甲佐町	【事業の効果】 地域が抱える問題や課題について住民が関心を持って参画し、解決していくことで地域活性化に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	定住促進助成金事業	甲佐町	【事業の効果】 移住・定住の促進が見込まれ、本町の人口減少の歯止めに繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		空き家バンク制度事業	〃	
		移住支援金交付事業	〃	
	地域間交流	井戸江峡交流拠点施設管理運営事業	〃	【事業の効果】 地域間交流を促進することで交流人口・関係人口の増加が見込まれ、本町の人口減少の歯止めに繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		古民家交流拠点施設管理運営事業	〃	
	その他	行政区運営交付金	〃	【事業の効果】 地域活動の担い手となる人材を確保・育成し、地域づくりを促進することで本町の持続的活性化が見込まれるため、その効果は将来に及ぶ。
2 産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	産業後継者育成対策事業	協議会	【事業の効果】 農家の経営安定及び所得の向上等が見込まれ、農業の振興と新たな担い手の確保に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		中山間地域等直接支払交付金事業	甲佐町	
		多面的機能支払事業対策事業	〃	
		農機具導入事業	〃	
		農作物高付加価値化事業	〃	

	担い手づくり支援交付金事業	〃	
	有害鳥獣捕獲事業	〃	
商工業・6 次産業	中小企業店舗新築改装利子補給事業	〃	【事業の効果】 事業者の経営安定化等が見込まれ、地元購買力の向上をはじめとした商工業の振興及び商店街の活性化に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
	地元購買力向上事業	〃	
	移動販売整備等事業	〃	
	インターネット販路拡大事業	〃	
	空き店舗利活用事業	〃	
	起業支援事業	〃	
	商工会補助事業	〃	
観光	観光協会補助金事業	〃	【事業の効果】 観光振興による経済波及効果が見込まれ、交流人口・関係人口・定住人口の増加に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
	観光パンフレット作成事業	〃	
その他	熊本甲佐総合運動公園管理事業	〃	【事業の効果】 様々な地域資源等を有効活用することで交流人口・関係人口・定住人口の増加に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。

3 地域における情報化	過疎地域持続的発展特別事業 情報化	公式ウェブサイト運用事業	〃	【事業の効果】 より多くの住民が様々な情報を得る機会が増えることで、住民サービスの向上に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地方バス運行対策事業	〃	【事業の効果】 住民の通勤・通院・通学への利用や交通弱者の移動手段を確保することにより、その地域における利便性の向上に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		町営バス運行事業	〃	
5 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業 環境	し尿処理対策事業（御船地区衛生施設組合負担金）	〃	【事業の効果】 廃棄物処理施設の整備及び維持管理を行うことで衛生的な生活環境の維持に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		一般廃棄物処理対策事業（御船町甲佐町衛生施設組合負担金）	〃	
		一般廃棄物処理対策事業（収集委託）	〃	
		一般廃棄物処理対策事業（整備協議会負担金）	〃	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上	過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	出生児祝金事業	〃	【事業の効果】 多様な子育て支援を行うことで子育て世帯の負担軽減が図られ、出生数の増加や移住者の増加に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		保育料負担軽減事業	〃	
		子ども医療費助成事業	〃	
		母子保健事業	〃	
		日中一時支援事業	〃	
		延長保育事業	〃	

		障がい児保育事業	〃	
		放課後児童健全育成事業	〃	
		地域子育て支援センター事業	〃	
		病児病後児保育事業	〃	
		子育て短期支援事業	〃	
		ファミリー・サポート・センター事業	〃	
	高齢者・障害者福祉	緊急通報体制等整備事業	〃	【事業の効果】 高齢者や障がいのある方への支援を行い、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる環境づくりを行うことにより、定住促進や地域活性化に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		敬老事業	〃	
		避難行動要支援者システム導入事業	〃	
		障がい者相談支援事業	郡圏域	
		地域活動支援センター事業	〃	
	健康づくり	健康増進事業	甲佐町	【事業の効果】 健康づくりへの関心を高めることで町民の健康を守ることに繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
7 医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 その他	在宅当番医	〃	【事業の効果】 救急医療体制等を整備し、医療を確保することは、町民の安全・安心な生活を確保することに繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		病院群輪番制病院運営事業	熊本中央 地域二次 救急医療 圏構成市 町村	

8 教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校教育指導主事配置事業	〃	【事業の効果】 児童生徒の適切な教育環境づくり、教職員の資質向上や負担軽減等を図ることで教育水準の向上に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		教育カウンセラー配置事業	〃	
		学力充実研究推進指定校補助事業	〃	
		体験学習等の活用事業	〃	
		教職員研修事業	〃	
		外国語指導助手招致事業	〃	
		特別支援教育支援員配置	〃	
	高等学校	甲佐高校の魅力ある学校づくり支援事業	〃	【事業の効果】 地元高校の魅力ある学校づくりを支援することで、入学者増加が見込まれるため、その効果は将来に及ぶ。
	生涯学習・スポーツ	人権教育推進事業	〃	【事業の効果】 町民の生涯学習活動等を支援することで地域に根ざした教育等、「地域教育力」の向上に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
		放課後子どもプラン推進事業	〃	
		地域学校協働活動推進事業（地域未来塾）	〃	
		地域学校協働活動推進事業（地域学校協働活動推進員配置）	〃	
		健康スポーツ教室事業	〃	
環境教育事業		〃		
青少年健全育成事業	〃			

9 集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業 その他	住宅開発支援事業	〃	【事業の効果】 地域の実情に合わせた事業を行うことで、持続的な集落の維持・活性化に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
10 地域文化の振興等	過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	甲佐町生涯学習センター文化事業	甲佐町	【事業の効果】 地域文化・芸術は町民の豊かな心を育むだけでなく、地域経済の活性化等にも繋がることから、その効果は将来に及ぶ。
		陣ノ内城跡調査事業	〃	
		陣ノ内城跡保存活用事業	〃	
		郷土芸能保存会補助金	観光協会	
11 再生可能エネルギーの利用の促進	過疎地域持続的発展特別事業 その他	地球温暖化対策実行計画推進負担金事業	熊本連携 中枢都市 圏	【事業の効果】 再生可能エネルギーはその性質自体が持続的発展に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	まちづくり支援事業	甲佐町	【事業の効果】 地域が抱える問題や課題について住民が関心を持って参画し、解決していくことで地域活性化に繋がるため、その効果は将来に及ぶ。